（東京工業大学名誉教授）　平本　幸男

正四位に叙する
（東京農工大学名誉教授）　岩成　義才
（防衛大学校名誉教授）　小田　大平
（静岡大学名誉教授）　渡辺　健蔵

従四位に叙する（各通）

正五位に叙する　相川　一男

従五位に叙する（各通）　石塚　俊　伊藤　正男　加藤　寛一　川崎　照　深尾　新二　前田　勉
（三等陸佐）

正六位に叙する（各通）　青柳　礼子　新垣　清松　小田切　智　小山　隆藏　竹下　修　中島　貞良　堀江　伸美　目黒　重雄　山口　司　渡部　訓

従六位に叙する（各通）　青木　重典　朝日　廣作　大塚　藤雄　本多　只一

正七位に叙する（各通）　小関　嘉一

従七位に叙する（各通）（以上十月三十日）　倉薗　貞夫　坂本　千秋　佐藤　太一　田井庄之助
（大阪大学名誉教授）　福原　明
（姫路工業大学名誉教授）
（静岡大学名誉教授）

従四位に叙する（各通）　佐藤　清　中尾　征紀

正五位に叙する（各通）　仲山　三郎

従七位　井上　國典　上妻　斌宏

従五位に叙する（各通）　安宅　彰亮　千葉　武

大須賀久雄　恩河　旨政　中島　正利　中矢　喜男

正六位に叙する（各通）　木野　三好　大津　勇　大西　重夫　小谷　初治　五嶋　得壽　田中　静壹　二宮　惟俊　本多　久信

従六位に叙する（各通）　井出文四郎　三須　衛　荒木　龍　関屋　貢一　北條　寛　森井　幸夫　村上　信　芝野　隆雄　安井　吉典　鎌倉　重美　神山　桂一　小木　良一　高橋　文一　田中眞一郎　藤倉　貞雄　猪股　厳　中島　貞良　小関　嘉一　出町　祐一　前田　勉　三木　則孝　目黒　重雄　北條　寛　小田切　智　近　庄助　田中　静壹　津田美智麿　出町　祐一　井上喜七郎　吉川　一男　津田美智麿　山田　昭司　井上喜七郎　武居　二郎　橋口　泰三　大前　元夫　深谷　一成　江成　弘一　小林　敏行　猪股　厳　中島　貞良　三木　則孝　目黒　重雄　小林　博　橋本十郎平　森本　重美　大石　勝　矢部　正助　長谷川　茂　和田　哲也　田中眞一郎　藤倉　貞雄　相川　一男　岩成　義才　鈴木　進

叙勲

○正三位に叙する（十一月六日）　井上　俊二

旭日単光章を授ける（各通）（十月二十九日）　小山　和夫

旭日双光章を授ける　小山　隆藏　久保　倉臣　下山　光義　林　太一郎　吉田　和光

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）

瑞宝小綬章を授ける（各通）　有賀　弘武　戸塚　勇一　水野　貞雄

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）

瑞宝中綬章を授ける
（静岡大学名誉教授）　渡辺　健蔵

瑞宝小綬章を授ける（各通）
（東京農工大学名誉教授）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年十一月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

浦松　敬子　小多喜孝道　富永　好子　秋本　章一　竹内みゆき　脇谷　妙美　碓氷　邦光　上田　修　原田とよ子　幾留　勲　長谷川一豊　阿部　裕子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年十一月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

渡邉　祐子　渡邉　幸恵

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年十一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　山本　正登　長岡今朝吉　小林　恒雄　高橋　達彦　伴　亨　秋本　清　秋本ゆかり　大山　永吉　吉濱有紀子　田代　則春　三好　通弘

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年十一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

森永製菓株式会社
株式会社スリムビューティハウス
株式会社高尾
日新製薬株式会社
ビーエフシーコーポレーション有限会社
株式会社堀口組

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月一日ルーマニア国の国祭日につき、十一月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十二月二日ラオス国の建国記念日につき、十一月三十日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十二月二日アラブ首長国連邦の国祭日につき、十一月三十日同国大統領ハリーファ殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成24年11月22日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成24年12月4日

農林水産大臣　郡司　彰